農地転用許可申請提出書類等一覧

許可申請書提出書類一覧表

書　類　名		留　意　事　項　等	入手先
①	許可申請書		農業委員会
②	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	長野地方法務局
③	土地の地番を表示する図面	原則として公図（法務局で取得した公図の写し及びインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可）	長野地方法務局
④	転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面	縮尺1/50,000ないし1/10,000程度のもの （住宅地図も可）	申請者
⑤	建設予定建物・施設の配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面	配置図・平面図・立面図等で建設予定建物・施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示したもの （縮尺1/500ないし1/2,000程度のもの）	施行業者等
⑥	事業計画書（理由書）	個人住宅は原則として添付不要	申請者
⑦	資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることが確認できる書面	資金計画書又は予算書については、申請書に記載又は別紙として添付	申請者
		資金計画書又は予算書の裏付けとなる融資証明等資力があることが確認できる書面も必ず添付	金融機関等
⑧	・土地所有者の同意があったことを証する書面	・所有権以外の権原に基づいて申請をする場合	土地所有者
	・耕作者の同意があったことを証する書面	・地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づく耕作者がいる場合	耕作者
⑨	定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法人のみ	長野地方法務局
⑩	工事工程表	事業計画面積が5,000㎡以上のもの（その他は申請書記載で可）	申請者
⑪	関係法令の許認可等に係る申請書の写し等	都市計画法・森林法・砂利採取法等	関係機関
⑫	土地改良区の意見書	土地改良区の地区内にある農地の場合（意見を求めた日から30日経過後も意見が得られない場合には、その事由を記載した書面）	土地改良区
⑬	取水・排水に係る水利権者等関係権利者の同意書	水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面	権利者
⑭	地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	事業地内に道水路がある場合	所管部局
⑮	その他参考とする書類 （許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適当でない。）	＜例＞	
		・住民票・戸籍謄本・相続関係書類等……申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合	市町村
		・印鑑証明書……抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合でその真意を確認する必要がある場合	市町村
		・太陽光発電設備の設置を目的とした申請の場合…… ＜平成29年4月1日以降に改正FIT法による事業計画の認定を申請した事業者の場合＞ 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し又は次に掲げるすべての書類 ①　当該申請の事実を証明するもの（「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」の申請画面の写し） ②　次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可） ア　書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書（電力会社の受付印が押印されたもの）の写し イ　インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号が記載されたもの）の写し ＜平成29年3月31日以前にFIT法による設備認定を申請した事業者の場合＞ ①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し及び②次のいずれかの書類（接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可） ア　書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書（電力会社の受付印が押印されたもの）の写し イ　インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細（受付番号が記載されたもの）の写し	

届出書添付書類一覧表

	書　類　名	留　意　事　項　等	入手先
①	土地の位置を示す地図	原則として公図（法務局で取得した公図の写し及びインターネットの登記情報提供サービスで取得した公図も可）	長野地方法務局
②	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る 申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合には、住民票・戸籍謄本・相続関係書類等を添付	長野地方法務局
③	農地法第18条第１項の規定による解約等の許可があったことを証する書面 （賃貸借の目的となっている農地の場合）	農事調停等による合意解約の場合は、これに代えて、解約につき合意の成立したことを証する書面を添付（賃借人が転用する場合は、添付不要）	農業委員会
④	開発許可を受けたことを証する書面 （農地法第５条第１項第６号の届出の場合）		関係機関